

# 令和3年度古賀市子ども・子育て支援事業計画実施状況

## 基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

### (1) 子どもの健やかな心の支援

コロナ禍においても子どもの健やかな心の支援のため、親子の居場所確保及び相談体制を維持し、子どもの健やかな心の支援ができた。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
子どもの居場所 づくり	地域子ども居場所づくり事業 ・放課後子供教室事業	各小学校区において、地域による子どもたちの放課後の居場所を提供するため、学校や公民館などでの居場所づくり事業に指導員を派遣したり、相談に対応するなどの支援を行う。 また、委託事業として放課後子供教室（アンビシャス広場）づくりを実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業実施に変更が生じたものの、感染症予防策を講じ、子どもの居場所を提供することができた。 放課後子供教室については、平成30年度から事業を実施できていない校区があるため、実施形態や実施主体の検討を行う必要がある。
	子ども居場所提供事業	市内の児童館において居場所の提供と、乳幼児事業等の利用者向けの事業を実施する。	
心の相談支援	心の教室相談事業	各小・中学校に心の教室相談員を一人ずつ配置することで、児童生徒が抱える様々な悩み、不安、ストレスなどの解消を図る。	コロナ禍による学校内外の生活変化等でストレスをため込む児童生徒がいる中、教師・保護者ではなく気軽に話せる相手を配置することで、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、児童生徒が悩み等を抱え込まず心にゆとりを持てる環境づくりができた。
児童生徒生活 環境の改善	児童生徒生活環境改善事業 ～スクールソーシャルワーカー事業～	スクールソーシャルワーカーを各小・中学校に派遣し、いじめ、不登校や暴力行為等の問題行動等を示す児童生徒が抱える問題（環境）への働きかけを行うことで、児童生徒にかかる負担の軽減を図る。	児童生徒の問題行動に学校だけで対応するのではなく、スクールソーシャルワーカーによる面談や家庭訪問、福祉・医療関係機関等との連携により、児童生徒の抱える家庭・友人関係・地域等の環境改善を図ることができた。 増加する不登校児童生徒への対応や複雑化するケースについて、関係者による連携会議等でさらなる対応が必要である。
乳幼児親子の 交流推進	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～	つどいの広場『でんでんむし』において、子育て中の親子が気軽に利用し、親子同士と一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	緊急事態宣言下においてもつどいの広場『でんでんむし』を開所し、乳幼児と保護者の居場所を確保することで、子育て家庭の不安感・孤立感の軽減に努めた。今後も引き続き、つどいの広場『でんでんむし』が有している専門職同士の連携の図りやすさを活かした事業展開を実施し、乳幼児親子の居場所を提供していく。 また、もっと身近にもっと気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実する必要があるため、ブックスタート事業を児童館・児童センターで実施するなど事業の地域展開を実施しており、その後の利用にもつながっている。引き続き参加促進や参加への工夫を図っていく必要がある。
	地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～	子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	
	乳幼児絵本との出会い促進事業 ～ブックスタート事業～ ・メディア啓発事業	4か月児を持つ親子を対象に、赤ちゃんには絵本を、保護者には赤ちゃん絵本を楽しむ体験を提供する。また、子どもの育ちにおけるメディアの影響についての啓発を行う。	
	地域乳幼児親子交流促進事業 ～マザーズルーム事業～ (令和2年度で廃止)	花見光保育園内の「ひかりマザーズルーム」において、子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	

	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	米多比児童館・千鳥児童センター・ししび児童センターで、乳幼児の親子あそび事業を行い、参加者同士の交流を通し、子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	
--	------------------------	--	--

## (2) 子どもの健やかな身体の支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施方法を工夫し一部事業を適正に実施した。

子どもの健康状態や発達の状況を的確に把握し、個に応じた発達の支援を継続して実施することができた。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
健康づくりの 啓発	健康づくり啓発事業 ・家族コツコツ（骨骨）健康づく り事業	生活習慣病予防のため、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民に対し、体組成測定などの健康測定を通して健康意識の向上を図る。主に、健康測定（体組成計等）、健康講話を実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できた事業は少なかったが、子どもの健康づくりとして、小野小と古賀西小学校で体組成測定や健康講話を行った。 また、子どもや保護者が家族単位で健康づくりに取組めるよう健康チャレンジ10か条の普及啓発として、小6及び中3の保護者に対し、10か条のリーフレットの配布を行った。さらに、ふくおか健康ポイントアプリの利活用を推進するため、アプリを活用した事業の実施やアプリを活用して健康情報の発信を行った。
食育の推進	食生活改善推進事業 ・子どもクッキング事業	食生活改善促進事業は、食に関する基礎知識の情報提供や、食習慣の見直しを考える機会を提供する。 子どもクッキング事業は、小中学生を対象に、年1回調理実習教室を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかった事業も多いが、感染症予防策を講じ、一部事業を実施した。 また、簡単レシピの作成・配布や YouTube を活用した動画の配信など、実施方法を工夫して食育の推進につなげた。 また、子どもや保護者が家族単位で健康づくりに取組めるよう健康チャレンジ10か条の普及啓発として、小6及び中3の保護者に対し、10か条のリーフレットの配布を行なった。さらに、ふくおか健康ポイントアプリの利活用を推進するため、アプリを活用した事業の実施やアプリを活用して簡単レシピの動画配信など、健康情報の発信を行なった。 今後は、子どもの頃からの生活習慣病予防の取組として、減塩や肥満防止に対する食育の推進を図る必要がある。
スポーツ活動の 促進	スポーツ活動支援事業	指導者や保護者等を対象にした講習を行い、指導者のスキルアップや団体間の意識共有、コミュニケーション向上を図る。	ジュニアスポーツ指導者研修会について、適正に実施することができた。今後も効果を検証しながら継続する。
小学生の健康 管理	就学時健康診断事業	子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、5歳児を対象に就学時健康診断を行う。	学校へ就学する前の児童の健康状態や発達の状態を的確に把握することができ、児童のスムーズな受入に繋がっている。
子どもの発達 支援	子ども発達支援事業	発達に課題のある乳幼児や保護者への支援を行う。また、園の支援者に対して発達特性への理解に関する支援を行う。	こども発達ルーム事業委託を実施。事業所と随時会議を実施し、事業内容について確認し合った。コロナ禍で一部縮小したものもあったが、子どもの発達支援及び保護者や支援者に対して子どもの特性への理解について支援した。令和4年度は事業委託の最終年度となるため、令和5年度からの委託契約に向けて、課題を洗い出し、事業内容の検討が必要である。

### (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業を中止したものの、子どもたちが「生きる力」を育むことができる取組を推進することができた。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
キャリア教育	小学生キャリア教育	小学校5年生児童全員を対象に、講師を招いて「接遇マナー研修」を実施する。	学校段階でのキャリア教育を実践する手立てとして、総合的な学習の時間を有効に活用して接遇マナー研修を実施し、成果をあげている。
職業体験学習	中学生職業体験学習事業	中学2年生全員を対象に、市内事業所において職業体験を実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、職業体験は中止した。事業としては、生徒が主体的に進路を選択・決定する意志、意欲を培うことができる事業であるが、コロナ禍による受入事業所数及び受入生徒数が減っているため、新たな受入事業所の開拓や感染症対策が必要である。
青少年活動の推進	子ども自立支援事業 ～スタンドアローン(一人で立つ) 支援事業～	経済的に厳しい世帯の中学生や様々な問題を抱える中学生を中心に据え、参加者一人ひとりが意欲を持って生きられるよう、家庭学習支援を中心に社会体験学習を実施する。また、学校や家庭とは違った形での居場所提供を行う。 これらの支援を通し、進路(進学)など自分の将来に夢を持てるような事業を計画し、実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の計画どおりには実施できなかったが、感染症予防策を十分に行ったうえで、学習支援及び社会体験学習で成果をあげることができた。 対象生徒が希望の進路に進めるよう、各中学校生徒支援教員や関係各課と連携し、本事業を継続して実施していく必要がある。
人権教育・啓発	地域人権啓発事業 ・人権平和教室	公募した市内小学生を対象に、人権や平和についてフィールドワークを中心に教室を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の計画どおりには事業を実施できなかったが、実施内容の工夫により人権意識の向上につながった。感染症対策が必要である。
	地域人権啓発事業 ・多文化交流教室(ひだまりパスポート)	公募した市内小学生を対象に、国際的な人権感覚を養うとともに、将来へ向けた夢や目標を描くきっかけとなるよう、さまざまな国から来た留学生(大学生)を講師に迎え、他国のことば・文化・歴史等を学ぶ。	
読書活動の促進	視聴覚資料利用促進事業 ・子ども映画会事業	子どもの豊かな心や感性を育むとともに映画の楽しさを伝えるため、図書館に所蔵する子ども向けの視聴覚資料を上映する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業を中止した。実施することができた事業については、参加者数が減少しているものがある。しかし、事業実施による図書貸出促進の効果は大きく、読書が子どもの成長へ大きな影響を与えるものであることから、発達段階に合わせ、より多くの親子に参加してもらえるような企画を考えていく必要がある。また、実施内容の検討や周知方法の工夫、フォローアップなどが課題である。
	読み聞かせ促進事業・おはなし会事業	乳幼児・児童への本の読み聞かせなどを行うおはなし会を実施する。	
	読み聞かせ促進事業・セカンドブック事業	0歳児対象のブックスタートに続く事業として、3歳児を対象に、セカンドブック(絵本)を配付し、家庭での読み聞かせを促す。	
	読書活動促進事業 ・小学1年生向け冊子配付事業	市立図書館を利用するきっかけとなるよう、また、本に親しみ、楽しむことで、豊かな心や生きる力を育むことができるよう、市立図書館の利用を促す冊子を配布する。	
文化芸術の振興	文化芸術人材育成事業・アート・バス事業	日ごろ本物の美術作品等にふれる機会のない子どもたちをバスに乗せ、アートにふれる機会を提供する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止したが、代替事業を実施し、児童生徒を含む学校関係者や保護者から好評を得た。今後は、未実施校を優先に実施し、児童生徒に等しくアートに触れる機会の提供と人材育成のきっかけ作りに努めたい。
歴史文化の普及	自然史歴史教養向上事業 ・子ども自然史・歴史講座	自然史・歴史について学ぶ機会として、体験型の子ども歴史講座を開催する。	子ども考古学部事業を整理統合し、参加しやすい単回の体験講座に組み直し、好評を得た。

	小・中学生郷土史教育事業 ・教育普及事業	郷土史の学習や、歴史資料館展示室の見学（郷土古賀の歴史学習、遺跡・出土品などの埋蔵文化財の学習、農具や民具など昔の暮らしの学習）などを行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、歴史資料館の来館者数が減っているものの、郷土読本の作成・提供により、歴史文化の普及や歴史資料館の認知度向上に寄与することができた。
	小・中学生郷土史教育事業 ・歴史資料館れきし体験パスポート	歴史クイズや昔遊びなど遊びながら学べるよう、「れきし体験パスポート」を実施する。	事業展開について、新たな手法の検討や他事業との連携等が課題である。
	自然史歴史教養向上事業 ・子ども考古学部 （子ども歴史講座に統合）	縄文時代～古墳時代の生活を実際に体験したり、船原古墳の見学をすることで、古賀市の歴史に触れるきっかけをつくる。	

## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、実施方法等を工夫することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することができた。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
妊娠期保健の 推進	妊娠期健康増進事業・妊婦教室・ 相談事業	妊婦等に対し妊娠・出産・育児に関する教室を開催するとともに、 情報提供や相談・支援を行う。	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたる切 れ目のない支援を実施しており、今後も継続が必要である。 一部事業をオンラインで実施するなど、感染症予防等工夫して実施する ことができた。 事業の周知が課題である。
	妊婦健康診査事業	妊婦に対し、妊婦健診費用を助成し、適正な妊婦健康診査の受診 を促す。	
子育て家庭の 支援	乳児家庭全戸訪問等事業	おおむね生後4か月までの乳児のいる全家庭を、保健師または助 産師と保育士が訪問し、子育て支援情報の提供、養育に関する指 導及び援助等を行う。	感染症予防策を徹底し、緊急事態宣言下においても専門職による訪問を 継続して実施した。顔の見える信頼関係を構築し、子育ての孤立化を防 ぐため不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供をすることがで きた。 産前・産後ヘルパー派遣事業を開始し、出産前後の家事・育児支援が必 要な家庭を対象に生活を支援した。
	産前・産後子育て支援事業	顔の見える信頼関係の構築からSOSを出しやすい関係を築き、 産前・産後の不調の早期発見・早期支援につなげ、産後うつや発 症や重症化の予防、産後不調の軽減を図る。	
乳幼児期保健の 推進	離乳食指導事業	生後5か月から1歳までの乳児とその保護者を対象に、離乳食教 室を実施する。	二ーズの高い離乳食に関する相談の場の提供、電話や訪問での対応によ り、個に応じた支援を実施することができた。 感染症予防対策のため、予約制とし健診時間をできるだけ短縮し実施し た。引き続き健診後のフォローや、未受診者への受診勧奨を実施し、乳 幼児の健康保持増進を図る必要がある。
	乳幼児健康診査事業	子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、生後4 か月、10か月、1歳6か月、3歳を対象に乳幼児健診を行う。 また、1歳6か月健診及び3歳児健康診査時に、子どもの育ちに おけるメディアの影響についての啓発を行う。	
感染症の対策	小児予防接種事業	伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防 接種を行う。	対象者への個別通知や広報等による啓発、乳幼児健診や就学前健診等 での接種状況の確認や未接種者への勧奨により、対象者は概ね接種につな がっている。
子育ての相談 支援	乳幼児親子相談・交流事業	「ブックスタート」「1歳誕生広場」を開催し、同年齢の子を育 てる親同士の交流や情報交換、スタッフによる相談を行う。	緊急事態宣言期間中の事業中止、外出自粛等により参加者数は伸びてい ない。実施にあたっては、子育て中の親子の困り感に早期対応できるよ う、引き続き月齢に応じた事業を展開した。 今後も保護者同士の交流が促進できるよう工夫する必要がある。
乳幼児親子の 交流推進	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業 ～	つどいの広場『でんでんむし』において、子育て中の親子が気軽 に利用し、親子同士が一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育 てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	緊急事態宣言下においてもつどいの広場『でんでんむし』を開所し、乳 幼児と保護者の居場所を確保することで、子育て家庭の不安感・孤立感 の軽減に努めた。今後も引き続き、つどいの広場『でんでんむし』が有 している専門職同士の連携の図りやすさを活かした事業展開を実施し、 乳幼児親子の居場所を提供していく。 また、もっと身近にもっと気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を
	地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～	子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、 交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場 を提供する。	

	<p>地域乳幼児親子交流促進事業 ～マザーズルーム事業～ (令和2年度で廃止)</p>	<p>花見光保育園内の「ひかりマザーズルーム」において、子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。</p>	<p>充実する必要があるため、各事業の地域展開を実施しており、その後の利用にもつながっている。今後も、参加ニーズに応じ回数を増やし実施した。引き続き参加促進や参加への工夫を図っていく必要がある。</p>
	<p>乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～</p>	<p>米多比児童館・千鳥児童センター・ししぶ児童センターで、乳幼児の親子あそび事業を行い、参加者同士の交流を通し、子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。</p>	

## (2) 子育て力向上のための支援

家庭や地域における子育て力の向上を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、各事業を実施し子育て力向上に寄与することができた。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
食育の推進	食生活改善推進事業	健康チャレンジ 10 か条を取り入れた食育活動を普及する。 食生活改善推進員の養成と活動の支援を行う。 野菜の摂取量向上と生活習慣病予防の取組として「野菜もりもり 応援店認定事業」を実施する。野菜摂取の促進を行う店舗等を 応援店として認定し、PR していく。	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかった事業も多い が、感染症予防策を講じ、一部事業を実施した。 また、簡単レシピの作成・配布や YouTube を活用した動画の配信な ど、実施方法を工夫して食育の推進につなげた。 また、子どもや保護者が家族単位で健康づくりに取組めるよう健康チャ レンジ10か条の普及啓発として、小6及び中3の保護者に対し、10 か条のリーフレットの配布を行なった。さらに、ふくおか健康ポイント アプリの利活用を推進するため、アプリを活用した事業の実施やアプリ を活用して簡単レシピの動画配信など、健康情報の発信を行った。 今後は、子どもの頃からの生活習慣病予防の取組として、減塩や肥満防 止に対する食育の推進を図る必要がある。
家庭・地域教育の 支援	家庭教育啓発事業	家庭教育に関する国や県の情報を収集するとともに、家庭教育の 支援者やボランティア団体等と連携し、周知する。 小学生から高校生までの児童生徒及び保護者を対象に家庭教育講 座や講演会を開催し、家庭の教育力向上を目指す。	新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたが、一部講座を実施す ることができた。内容としては、ニーズに応じた講師の選定や実施まで 工夫を凝らした事業が実施できた。 今後は、参加対象者の拡大やリーパスカレッジとのタイアップなど、幅 広く展開させていく必要がある。
育児力の向上	乳児母子支援講座事業 ～IPPO プログラム事業～	2ヶ月から6ヶ月までの第1子乳児とその母親を対象とし、ベビ ーマッサージやあやしうた等の実技や参加者同士の交流を通じ て、母子の愛着形成を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響により、定員数を縮小して事業を実施 した。 事業の実施頻度から、課題を早期に発見することができ、支援が必要な 母子に対し早期から支援することができた。
読書活動の推進	読書活動促進事業	子どもを対象に、読書講座及び講演会などを実施する。	感染症予防策を講じたうえで、事業を実施した。市民の関心の高さが伺 え、図書館の利用促進につながっている。 今後も、体験学習を交えた広がりのある読書イベントを充実させていく 必要がある。
児童の権利擁護	家庭児童相談支援事業	子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関 する相談を実施する。	家庭児童相談員3名体制で実施。虐待対応や家庭訪問、個別ケース会議 等を実施した。 年々相談件数が増加しており、複数の課題が複雑に重なり合っているケ ースも多いため、関係機関との連携が更に重要になっている。



### (3) 子育て情報提供の充実

子育て世帯が知りたい情報を、効果的に提供することができた。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
子育て情報発信 の充実	子育て情報発信事業	ホームページや広報を通じた情報提供を行うとともに、子育て支援情報冊子「子育てBOOK」等により相談機関や市内の子育て支援に関する情報提供を行う。	子育て支援事業についてまとめた「子育てBOOK」・青少年育成事業情報「こがっち」を始めとし、ニーズに対応した情報提供を実施することができた。
	子育て情報発信事業 ・子育て情報誌「こもこも」 (令和2年度で廃止)	乳幼児を子育て中のママたちが編集員となって、子育て世帯が知りたい情報を発信していく事業。情報誌を年4回発行。	また、まちづくり推進課作成のリーフレット等を活用し、多文化共生に対応した情報提供を行っている。
	青少年育成活動情報発信事業	青少年育成課の事業や青少年育成団体事業、地域での実施活動などを掲載した情報誌“こがっち”を作成し配布する。	今後も、全庁的な取組の中でアプリを検討するなど効果的に情報提供できるよう検討が必要である。

(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

支援が必要な家庭児童に対して、関係機関と連携し適切な対応を行った。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
児童の権利擁護	要保護児童等対策支援事業・啓発事業	小中学校の児童生徒への啓発グッズの配布や、保護者へのチラシ配布、メール配信等を行い、家庭児童相談室などの相談先を周知した。	感染症予防策を講じたうえで、様々な方法で啓発を実施した。 要保護児童対策地域協議会の部会ごとに実務者会議（進行管理会議）や個別ケース会議を実施するとともに、スーパーバイザーの配置を行い、相談体制の充実を図った。 また、児童家庭相談システムで個々の相談等の管理を徹底し、職員間の共有を図った。 年々相談件数が増加しており、複数の課題が複雑に重なり合っているケースも多いため、関係機関との連携が更に重要になっている。
	要保護児童等対策支援事業・相談事業	福祉・教育などの関係機関相互のネットワークを構築し、要保護児童等の早期発見・対応に努めるとともに、情報共有・共通認識を図ったうえで、一人ひとりにあった支援を検討する。	
	家庭児童相談支援事業	子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する相談を実施する。	
子育て家庭の訪問支援	乳児全戸訪問等事業 ・養育支援家庭訪問事業	養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師または助産師と保育士が家庭を訪問し、養育に関する指導や援助等を行う。	感染症予防策を徹底し、緊急事態宣言下においても継続して訪問を実施することで、子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供をすることができた。 また、引き続き支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問を実施した。
青少年の相談支援	青少年相談事業	青少年と、その保護者の不安や悩みの相談に対して、助言等を行い不安や悩みの解消・軽減を図る。	青少年育成に関する悩み相談や不登校・引きこもり等への支援を行った。 また、福祉部門等との情報共有を図る等、関係機関との連携による対応を行った。
人権教育・啓発	人権教育事業・人権教育・啓発の推進事業	福岡県人権・同和教育研究協議会、粕屋地区社会人権・同和教育担当者会において人権に関する調査研究や研修、情報交換を行い、古賀市における人権・同和教育や啓発事業の推進に資する。	研修会や講演会をはじめ、会議などに出席し情報収集・交換を行うことで、職員のスキル向上につながった。

### 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

#### (1) 生活支援・経済的支援

子育てに関する経済的な負担軽減を図り、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定に寄与した。また、発達に支援が必要な児童や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭への支援を継続した。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
出産の支援	助産施設入所管理事業	経済的利用により入院助産を受けることができない妊産婦が、安全な出産及び健やかな産後を迎えられるように支援する。	助産施設利用について、相談者に対し支援に関する案内を行ったが、様々な理由から利用にはつながらなかった。他機関と連携が必要なケースもあり、連携しながら、出産に向けての支援を行った。
乳幼児期保健の推進	未熟児養育医療費用負担軽減事業	乳児の健全育成を図るため、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行う。	乳児の健全育成を図るため、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を実施した。
子育て世帯の 経済的支援	子育て世帯経済的支援事業 ・児童手当	中学校終了前までの子どもを監護している保護者に対し、児童手当を支給する。	児童手当の支給や子ども医療費の助成、幼児教育・保育無償化等により、子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。
	私立幼稚園就園支援事業	幼稚園に就園する保護者に対し、無償化相当額の給付を行うとともに、保護者の所得階層及び第3子以降の子どもが幼稚園に支払う給食費の一部を補助する。	
	多様な事業者への参入促進・ 能力活用事業 (R3新規事業)	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料の一部を補助する。	
	子ども医療費用負担軽減事業	対象となる乳幼児及び子どもの保護者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を保護者に支給する。	
子育ての支援	緊急時児童一時入所支援事業 ・ショートステイ事業	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。	利用に関する相談はあったものの、利用がなかった。 サービスのニーズはあるため、周知方法について検討する必要がある。
就学の支援	特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援教育が必要な児童生徒の保護者に就学奨励費の支給をすることにより、経済的負担を軽減する。	各事業が保護者の経済的な負担軽減につながり、義務教育の円滑な実施にも寄与している。 特に、中学生制服等再利用支援事業は高い関心を得ており、成果が高い。 ニーズに対応するため、周知を継続していく必要がある。
	就学援助事業	経済的理由によって小・中学校への就学が困難な家庭に対し、援助費を支給する。	
	中学生制服等再利用支援事業	古賀市内の中学校、または近隣の高等学校の制服で不要になったものを受け付け、制服を必要とされる人に無料でお渡しする。 制服リユースについて、広報等で周知する。	
進学の支援	高等学校等進学費用負担軽減事業	経済的理由によって高等学校等への就学が困難な家庭に対し、古賀市高等学校等入学支援金を支給する。 財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学金の周知を行う。	古賀市高等学校等入学支援金の支給により、生徒の自立と進学の促進を図り、自己実現を支援することができた。 全体に対する周知後の転入生については、個別の対応を学校に依頼するなど、今後も確実な周知を続けていく必要がある。

ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭等経済的支援事業 ・児童扶養手当	子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障がい児については20歳未満）を監護しているひとり親家庭等の保護者に対し、児童扶養手当を支給する。	児童扶養手当の支給や医療費の助成、サービス給付等により、ひとり親家庭の経済的負担を軽減することができた。
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の保護者または児童の貸付希望者に対し、県婦人相談員とともに面談を行い、貸付申請を進達する。	
	母子父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭が自立するのに必要な技能・資格の取得に要する費用の一部を支給する。	
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、身の回りの世話など日常生活に必要な支援を行う。	
	ひとり親家庭等医療費用負担軽減事業	ひとり家庭等の対象者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を支給する。	
障がい者の生活支援	障がい者経済的支援事業 ・特別児童扶養手当	精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の子どもを監護している保護者に対し、特別児童扶養手当を支給する。	特別児童扶養手当の支給や医療費の助成、給付金の支給等により、障がい者の経済的負担を軽減することができた。
	重度障がい者医療費用負担軽減事業	対象となる重度障害者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を支給する。	
	障がい者経済的支援事業	対象となる障がい者に、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を支給する。	
障がい者交流活動の推進	障がい者交流活動支援事業	障がいのある人の社会参加の促進に資する団体を支援する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、補助金の交付申請がなかった。
障がい者サービス給付	障がい者地域生活支援事業 ・日中一時支援事業	さくらんぼキッズ（古賀市障がい者生活支援センター「咲」内）において、障がい児等の一時的預かりを行う。	障がい児の一時的預かり事業を行うことで、保護者の子育て支援ができた。
障がい者の相談支援	障がい者相談事業	障がい者生活支援センター「咲」において、障がいのある人やその家族等を対象とした相談支援を行う。 また、身体・知的・精神障がい者福祉相談員を配置し、障がい当事者によるピアカウンセリングを行う。	障がい者生活支援センター「咲」における相談件数は減少したが、困ったときにいつでも相談できる体制は維持しており、障がいのある人やその家族に対し、必要な相談支援は行うことができている。 今後も相談窓口の周知に努めていく必要がある。

## (2) ライフ・ワーク・バランスの支援

実施事業を通して、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進した。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
子育ての支援	子育て相互援助事業 ～ファミリー・サポート・センタ ー事業～	子育てに関して援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織をつくり、保育所等への送迎や一時預かりなどの子育て支援を行う。	子育てに関して援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織をつくり、子育て相互援助事業として実施した。 今後もまかせて会員とおねがい会員のマッチングがしやすいように、講習会にて両会員の交流促進を図る必要がある。
男女共同参画 意識の向上	男女共同参画啓発事業	男女がお互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進するため、市民、事業所等に対してセミナーの開催や出前講座を実施する。	啓発事業では、男女共同参画に係る一行詩の募集等広く市民に呼び掛け、周知・啓発につなげることができた。 また出前講座では、古賀市市民活動支援センターからの依頼により、ターゲットを絞った啓発につなげることができた。 ニーズや実態を把握し効果的な取組になるよう、講座の内容を検討する必要がある。
就労の支援	職業紹介事業	古賀市無料職業紹介所を人権センター横に設置し、求職者に対して求人票の閲覧や相談者への就職の相談・紹介を行う。	昨年度と比較し就職決定率は上昇したものの、子育て中の世代と思われる20～40代の就職決定者数は昨年度と同程度にとどまった。 勤務日数、勤務時間などにおいて、子育てがしやすい多様な選択が可能な求人募集企業の獲得、その情報提供が必要である。

### (3) 安心して外出できる環境の整備

子どもが安全に外で遊べる環境づくりのため、公園管理や道路網の整備に努めた。

また、地域ぐるみでの防犯に取り組み、地域の防犯意識を高め子どもや子どもを連れた保護者が安心して外出できるまちづくりの推進に努めた。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
青少年問題の 対策	青少年有害環境浄化事業	福岡県青少年健全育成条例に基づくカラオケ店、携帯電話販売店などの立ち入り調査を実施する。	市内の対象施設を立ち入り調査し、適正な営業がなされていることが確認できた。
児童生徒の安全 確保	小中学生安全情報発信事業	「学校安心メールシステム」を利用し、保護者や地域へ不審者情報等をメール配信する。	「学校安心メールシステム」を活用し、保護者に対し、児童生徒及び地域の安全を守る情報発信を円滑に実施することができた。
交通安全の啓発	交通安全対策事業	交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施し、交通安全の意識啓発を図る。	交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施することにより、交通安全の意識啓発を図ることができた。 福岡県交通安全協会に依頼し、交通安全教室を実施し、児童の交通安全の意識啓発を図ることができた。
防犯体制の充実	安全安心まちづくり推進事業	学校登下校時の防犯パトロール車巡回や不審者情報の提供により、犯罪予防・防犯啓発を行う。	各種団体及び関係機関と連携し、市民への情報提供及び防犯意識の普及啓発を図ることができた。 防犯カメラの保守点検及び修繕を行い、犯罪の予防に寄与した。 学校登下校時の防犯パトロール車巡回を実施し、犯罪予防、防犯啓発を行うとともに、地域等が行う自主防犯活動の実態把握に努めた。
公園の管理	公園管理	子どものスポーツ活動や自然・文化とふれあえる公園づくりを目指し、子どもたちが安心・安全に遊べる公園施設の機能維持・整備を行う。	遊具等公園内施設の定期点検結果に基づき、撤去・修繕・更新等を実施した。 公園内施設の老朽化に対する予防的措置等を講じる必要がある。
道路網の整備	道路舗装改良事業	通学路として指定されている幹線道路について、歩道または自転車歩行者道路を整備する。	浜大塚線周辺整備工事が完了し、子どもたちが安全に通学できる環境が整った。 その他、予定している道路舗装改良について進捗しており、市内の道路舗装改良に努めた。

## 基本目標4 教育・保育提供体制の充実

### (1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

適正な保育の管理運営に努めた。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
公立保育所保育	公立保育所管理運営事業	公立保育所の管理運営を行う。	適正に公立保育所の管理運営をすることができた。 また、待機児童数は、4月時点ではゼロを堅持したが、年度末に向けて増加し、3月時点では77人となった。
私立保育所保育	私立保育園運営支援事業	私立保育園等に対し、事業運営費を支給するとともに、様々な体験活動等に補助金を交付する。	事業運営費の支給や補助金の交付により、円滑な保育園運営を支援することができた。 また、待機児童数は、4月時点ではゼロを堅持したが、年度末に向けて増加し、3月時点では77人となった。
	私立保育園整備支援事業	私立保育園に対し、施設整備に係る補助金を交付する。	
幼児教育の支援	私立幼稚園運営支援事業	私立幼稚園に対し、様々な体験活動等に補助金を交付する。	事業運営費の支給や補助金の交付により、円滑な幼稚園・認定こども園運営を支援することができた。
	認定こども園運営支援事業	認定こども園に対し、1号認定分及び預かり保育事業に対し運営費を支給する。	
	認定こども園整備支援事業	認定こども園に対し、施設整備に係る補助金を交付する。	

## (2) 保育サービスの充実

適正な学童保育所の管理及びニーズに応じた保育サービスを提供することができた。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
学童保育所保育	学童保育所管理運営事業 ・学童保育事業	放課後の児童の安全確保や健全育成を図るため、小学校に通う児童に遊びや集団生活の場を提供する。	学童保育所については待機児童ゼロを堅持することができた。 今後も適切に指導員や施設の確保を行う必要がある。
保育ニーズの 対応	延長保育事業	就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う通常保育時間以降の保育ニーズに対応するために、通常保育時間を超えた時間に保育を実施する。	ニーズに応じた保育を提供することができた。 病後児保育については、利用者が少ないことから令和3年度で廃止し、病児保育施設「ここん・こが」であわせて病後児保育も実施する。 病児保育の広域化等、今後の在り方を検討する必要がある。 保育施設で医療的ケア児を受け入れられるような体制整備について、令和4年度実施に向け、関係機関と協議を行った。今後も、関係機関と協力しながら実施していく必要がある。
	休日保育事業	日曜日及び祝日に就労等により家庭で保育することができない場合に、久保保育園で保育を実施する。	
	病後児保育事業	保護者の就労等の理由により、病気回復期の子どもを家庭で保育することができない場合に、医師の診断に基づき、一時的に鹿部保育所で保育を実施する。	
	病児保育事業	保護者の就労等の理由により、病気の子どもを家庭で保育することができない場合に、医師の診断に基づき、一時的に福岡東医療センター内「たんぽぽ」及びこでまり小児科クリニック内「ここん・こが」で保育を実施する。	
	保育所一時預かり事業	保護者の短時間労働や病気、出産、冠婚葬祭等、また心理的、肉体的負担の解消(リフレッシュ等)などで昼間一時的に保育できない場合に、市内4園で保育を実施する。	



### (3) 教育・保育の向上

必要に応じた職員の配置等により、児童生徒の学習環境や生活環境の充実を図ることができた。また、支援が必要な児童生徒に対し、関係機関と連携し適切な対応を行った。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
公立保育所保育	公立保育所管理運営事業 ・要支援児童加配事業	在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。	要支援児童に対する加配職員を配置し、発達を促すことができた。また、集団生活を通して共に生き、共に育ち合うことができた。
私立保育所保育	私立保育園運営支援事業 ・要支援児童加配事業	在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。	補助金を交付することで、要支援児童に対する加配職員を配置し、発達を促すことができた。また、集団生活を通して共に生き、共に育ち合うことができた。
幼児教育の支援	私立幼稚園運営支援事業 ・要支援児童加配事業	在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。	補助金を交付することで、要支援児童に対する加配職員を配置し、発達を促すことができた。また、集団生活を通して共に生き、共に育ち合うことができた。
学童保育所保育	学童保育所管理運営事業 ・要支援生徒加配事業	支援を必要とする児童に対し、その支援に応じた指導員を配置し、適切な学童保育所運営を行う。	支援を必要とする児童に対し加配指導員を配置することで、安心して過ごすことができる放課後の居場所を確保し、適切な学童保育所の運営を行うことができた。
学習環境づくり の支援	少人数指導推進事業	講師を配置し、授業中における学習指導、学習支援を行う。	少人数学級対応講師の配置により、学習環境や生活環境の充実を図ることができた。 また、小学校教育支援員の配置により、学習や集団生活に困っている児童の学校生活の環境を整えるとともに、学級の健全化を図ることができた。 年度末の学校からの報告により成果を検証し、必要に応じて指導方法等の工夫や改善を行っていく必要がある。
	小学校教育支援員配置事業	小学校教育支援員を各小学校に配置し、学習指導や生活指導に困難が生じる児童の支援と学級担任の補助を行うことで、すべての児童の学力の向上と学級の健全化を図る。	
学力の向上	学習支援事業 ～学習支援アシスタント事業～	市内小中学校において、授業中の個別支援、放課後補充学習、質問教室、長期休業中補充学習等に学習支援アシスタントを派遣し、学力が十分に身につけていない児童生徒への支援を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、アシスタント受入を制限しているため、人数及び活用時間は、コロナ禍前と比べ減少しているが、学習支援等にポイントを絞った支援を行い、少ないながらも有効に活用をした。令和2年から受入を中止している活動については、アシスタントとの関係が途切れてしまうことも懸念される。今後もアシスタントの確保が課題と考える。
不登校児童生徒 の支援	不登校児童生徒学校生活適応支援 事業	小・中学校に様々な事情により登校できない児童生徒が教育支援センター（あすなろ教室）に通級することで、社会的自立を図る。	教育支援センター（あすなろ教室）のカリキュラムで、個に応じたきめ細かな指導を行ったことで、児童生徒の自立支援が充実した。 また、不登校傾向の児童生徒のために、小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、不登校の未然防止を図った。 コロナ禍の影響で生活リズムの乱れ等に伴う不登校児童生徒の増加に更なる対応が必要である。
特別支援教育の 推進	特別支援教室事業	特別な教育的支援を要する児童生徒の困難さ（検査、行動観察）を把握し、支援を要する児童生徒の効果的な支援を提案する。	要請に応じて、特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員を派遣し、特別な教育的支援を要する児童生徒の指導について助言や情報提供を行った。

		必要に応じて、教師や保護者の相談を受ける。 特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員と連携をとりながら、支援体制の充実を図る。	また、特別支援学級に在籍する児童が通常学級において交流したり共同学習したりする際等に支援を行う特別支援教育支援員を全小中学校に配置したことで、障がいのある児童生徒の支援につながったとともに、他の児童生徒の障がいの理解が促進された。 支援を要する児童生徒の増加に伴う職員の確保や、ニーズの多様化への対応が課題となっている。
	特別支援教育事業 ～特別支援教育支援員配置事業～	特別な教育的支援を要する児童生徒をサポートするため、各小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進を図る。	
	通級指導教室事業	言語及び発達障害等の通級指導教室を設置することで、一部支援を要する児童生徒に対して、個に応じた指導を図る。	
外国語教育の促進	外国語教育促進事業	外国語指導助手（ALT）を各小・中学校に派遣し、外国語教育を実施することで、英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を養うとともに異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもつ人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。	小中学校の英語授業にALT（外国語指導助手）を派遣し、授業や校内行事等を通じて異文化への関心を高めたり、英語で自分の考えを伝え合うなどコミュニケーション能力の基礎を養ったり、多文化共生の考えを根付かせる機会をつくったりすることができた。 また、夏休み英会話教室を開催した。
学校運営管理	日本語対応支援事業	日本語指導が必要な児童を調査・把握し、日本語指導講師の派遣・配置を行う。	必要に応じて講師の派遣・配置を行うことにより、安心して学べる教育環境の充実を図ることができた。 日本語指導の資格を持った講師の人材確保が課題である。
教職員指導力の向上	教職員研修活動支援事業	教職員等に対し、学校運営・校内研修・生徒指導・特別支援教育・英語教育等に係る市主催の研修会を実施し、教職員等の資質向上を図る。	市主催研修会について、内容を精査し、スクラップを行うとともに、人権尊重の視点に立った指導の在り方や食に関する研修会の充実等、ニーズに応じた効果的な研修を実施し、市雇用講師も含めた教職員の資質の向上を図った。
環境適応の支援	学校人間関係づくり支援事業	市内全小学校の全学級で、福岡県教育委員会作成の「学校生活・環境多面調査」を活用した調査を行い、学級集団の状態や生徒指導上の問題点を把握する。各校・各学級で調査結果をもとに具体的な手立てを講じ、学級集団づくり、学習指導、生徒指導に活用する。	福岡県教育委員会作成の「学校生活・環境多面調査」を実施し、調査結果をもとに具体的な手立てを講じ、学級集団づくり、学習指導、生徒指導に役立てた。 また、いじめ防止基本方針を改定し、いじめの問題に対する学校及び市教育委員会、家庭・地域、関係機関の役割等を明確化した。
部活動の活性化	部活動指導等支援事業	中学校の部活動実技指導に外部指導員を招き、生徒への専門的な指導を行う。	部活動外部指導員の派遣を行うことにより、充実した部活動指導を行うことができており、高い成果をあげている。 部活動の在り方に関する懇談会を開催し、学校、スポーツ協会、文化協会及び教育委員会で今後の部活動の在り方に関する意見交換を行い、部活動をどのように継続していくかを検討した。 ニーズに応じた指導員の確保が課題である。
進学への支援	高等学校等中途退学問題対策事業	高等学校等中途退学問題調査研究会議（年2回）を開催し、高等学校等中途退学者の退学理由や退学後の状況、学校の対応について情報共有するとともに、中途退学防止に向けた取組について協議し、進路の保障に資する。	小学校・中学校・高等学校が連携し、進路保障の具現化を図ることにつながっている。
	コミュニティ・スクール （学校運営協議会制度）	学校が掲げる教育目標の実現に向け、地域住民が学校の応援団として教育活動を支援する。	学校・地域の住民及び保護者等が、目標を共有し、協働して児童生徒の育ちに関わるという風土の醸成につながっている。

## 基本目標5 子育てを支える地域づくり

### (1)「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、「地域総ぐるみ」での子育て支援に向け、個人や団体への支援を継続した。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
乳幼児親子の 交流推進	地域乳幼児親子交流促進事業 ～マザーズルーム事業～ (令和2年度で廃止)	花見光保育園内の「ひかりマザーズルーム」において、子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	
乳幼児親子の 交流推進 子育ての支援	地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～	子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	地域の中で子育てがしやすい環境を充実するため、子育て中の親子が気軽に参加し、参加者同士が交流できる場を提供した。引き続き参加促進や参加への工夫を図っていく必要がある。地域の中で子育ての応援ができる体制を構築するため、子育て応援サポーターを養成している。新型コロナウイルス感染症の影響により、サポーター活動件数は減少したが、引き続きサポーターの養成が必要であり、十分な周知を行っていく必要がある。
	子育て応援サポーター活動推進事業	地域の中で子育ての応援ができる体制を構築するため、子育て応援サポーターを養成する。	
読書活動の促進	地域文庫・読書ボランティア支援事業 ・読書ボランティア講座	読書ボランティア講座などによる研修会を行い、子どもを対象とした読書活動団体および興味関心がある個人の支援を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、読書ボランティアの活動が中断や縮小を余儀なくされる中、「コロナ禍におけるボランティア活動」をテーマとした研修会を行い、コロナ禍における活動のヒント等を学んでもらった。
	地域文庫・読書ボランティア支援事業 ・地域文庫活動支援事業	地域の読書活動の活性化のため、市内6か所の公民館・集会所を拠点として活動している地域文庫の活動支援を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、地域文庫自体の活動は中止または縮小を余儀なくされたが、図書館はメールや電話連絡により情報を共有し、可能な限りの団体支援に努め、また合同の読書イベントについても、創意工夫のなかで開催することができた。
青少年育成活動	青少年育成活動支援事業	市の地域活動指導員が、地域単独では困難な活動の企画・運営を支援し、子どもたちが豊かにたくましく育つ環境を地域で育む。 また、地域での活動や支援を通して、地域の教育力の向上を図る。	通学合宿事業については、感染症予防の観点から全校区で事業を中止した。寺子屋事業については、感染症予防策を講じたうえで実施した。コロナ禍における子どもたちの体験活動の機会を確保するため、地域住民が実施しやすい通学合宿の枠組みを新たに検討する必要がある。
地域コミュニティ活動の推進	校区コミュニティ活動支援事業	校区まちづくり活動事業交付金や地域力アップ事業補助金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援する。	自治会、校区コミュニティに対して自治会統合型交付金及び校区まちづくり活動事業交付金を交付した。各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援した。
	自治会活動支援事業	自治会統合型交付金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援する。	

市民活動の支援	市民活動拠点管理事業	市民活動に関する相談及び情報提供や市民活動団体の交流促進を行うことにより、子どもの健全育成を図る活動を支援する。	子どもの健全育成を図る活動に取り組む団体は15団体の登録があり、必要な支援をした。 コロナ禍も影響し、登録団体からのボランティア募集はなかったが、つながりひろば主催事業のボランティアを随時募集したところ、延べ19名の中高生の参加があった。
高齢者生きがいづくり支援	高齢者生きがいづくり支援センター （えんがわ）管理	古賀東小内の「えんがわ」を拠点に、昔遊びなどを通じて世代間交流を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、60歳以上の高齢者の生きがいづくり支援として、活動場所の提供や、世代間の交流等を支援した。
	介護予防・生きがいづくり支援 （しゃんしゃん）事業	中学生対象の職業体験や福祉体験を通じて、高齢者の能力や経験を伝える場を提供する。	

## (2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、実施方法等を工夫し、子どもが地域の担い手となる体制づくりを推進した。

政策体系 基本事業	細事業名等・詳細事業名等	事業内容	令和3年度成果と課題
青少年活動の 支援	青少年生活体験支援事業 ・通学合宿事業	地域のボランティア団体の主催により、地域の子どもたちが日常の生活から離れ、異年齢での集団生活体験宿泊（地域の公民館等）を行いながら、通学することで、家庭の大切さを認識するとともに、協調性・自主性を養い心豊かにたくましく生きることのできる資質や能力を育成する。 また、地域のボランティアが子どもたちの集団生活体験を支えることで、地域のつながりの強化、地域で子どもを育てる機運を高める。	通学合宿事業については、感染症予防の観点から全校区で事業を中止した。寺子屋事業、放課後子供教室については、感染症予防策を講じたうえで実施した。 コロナ禍における子どもたちの体験活動の機会を確保するため、地域住民が実施しやすい通学合宿の枠組みを新たに検討する必要がある。 また、放課後子供教室について、平成30年度から実施できていない校区があるため、実施形態や実施主体の検討を行う必要がある。
	地域青少年体験活動支援事業	寺子屋事業や放課後子供教室など地域での子どもの体験活動に取組む指導者の支援を行う。	
青少年活動の 推進	青少年体験活動推進事業 ・子どもわくわくフェスタ事業	青少年育成団体が集まり、子どもの体験の場を設けフェスタを開催することで、青少年健全育成と団体の連携を深める。	感染症予防策を講じたうえで事業を実施し、子どもたちにさまざまな体験活動・活動発表の場を提供した。
読書活動の促進	読書活動促進事業	子どもを対象に、読書講座及び講演会などを実施する。	感染症予防策を講じたうえで、事業を実施した。市民の関心の高さが伺え、図書館の利用促進につながっている。 今後も、体験学習を交えた広がりのある読書イベントを充実させていく必要がある。
高齢者在宅生活 支援	認知症サポーター養成事業	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざし、認知症の人やその介護者を地域全体で見守り、支援するため、市民向け認知症サポーター養成講座のほか、小中学生向けの認知症ジュニアサポーター養成講座を行う。	感染症予防の観点から、中学生向けのサポーター養成講座はリモート形式にて実施、小学生向けのサポーター養成講座は全小学校でクラスごとに実施した。子どもたちの認知症に関する理解を深める機会となっている。 社会状況に合わせた実施方法の検討が必要である。